

(学生・教職員の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症への対応指針について [注意喚起：第19報]
(令和3年3月15日現在)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、令和2年3月11日に、世界保健機構(WHO)から「パンデミック」宣言が行われ、日本国内では4月16日に、政府から全都道府県を対象として緊急事態宣言が発出されました。

その後、5月6日に全都道府県に対する緊急事態宣言が5月31日まで延長されましたが、5月14日には、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県を除く39県に、5月21日には大阪府、京都府、兵庫県の3県に、5月25日には残りの5都道県にそれぞれ、緊急事態宣言の解除がなされました。

その後、全国的な感染者数は8月のピークを境に徐々に減少傾向に入っていましたが、11月から再度爆発的な増加を見せており、令和3年1月7日には、再度、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象に、また、1月13日には大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、栃木県、福岡県に対して緊急事態宣言が発出されました。2月末には、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を除く地域は緊急事態宣言期間が解除されましたが、首都圏では未だ一日数百人の感染者が発生している状況です。香川県でも感染警戒レベルが、3月12日に感染警戒期から準感染警戒期に引き下げられましたが、感染者はほぼ毎日のように発生しており、依然予断を許さない状況となっております。

については、本学における新型コロナウイルス感染への対応について、以下に記載しますので、当該基本方針を踏まえ、感染防止に努めるようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染防止に関する本学及び社会における対応状況は日々変化していますので、定期的な最新情報の確認をお願いします。

- ※1 学生に関する記載は、以下、赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。
※2 本対応指針で記載する「所属学部・研究科等の事務」とは、学生の場合は各部局の学務担当、教職員の場合は各部局の総務担当を示します。

1. 感染症予防について

- 体調確認を徹底すること
※「健康チェックシート」により、日々の健康状態を記録してください。
「健康チェックシート」 <https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5915/9920/3191/03.xlsx>
- 3つの密（密閉・密集・密接）の防止を徹底すること 【十分な間隔の確保、換気の実施等】
- 飛沫感染、接触感染の防止を徹底すること 【マスク着用、手指消毒の徹底等】
※ マスク非着用者が散見されますので、キャンパス内では必ずマスクを着用してください。

- 厚生労働省による「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を可能な限りインストール
※ 詳細は別紙1『「新しい生活様式」の実践例』を参照ください。
- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際は、香川県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を可能な限り利用ください。
- 家族、親族以外との複数人での会食(特にアルコールを伴う飲食)は原則禁止とします。

2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について

2-1 風邪等の症状が見られる場合

- 軽い発熱や咳などの症状が見られる場合は、当該症状が完治するまで、勤務措置については、教職員は特別休暇(有給)とします。
学生の場合は、発熱や咳などの症状がみられる場合、当該症状が完治するまでは、大学構内への立ち入りを禁止します。なお、発熱等の体調不良、又は大学構内への立ち入りが禁止されたこと等により、遠隔講義の受講が困難と認められる場合は、特別な事由による欠席(公欠)扱いとなりますので、所属学部・研究科等の事務まで申し出てください。
<教職員の特別休暇について>
令和2年3月6日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇(有給)の適用について」に基づき、特別休暇(有給)を適用します。
- 発熱などの症状がある方は、まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話でご相談ください。その他、どこに相談してよいか分からない場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談センター Tel : 0570-087-550」(以下、相談コールセンター)に連絡ください。
- 相談コールセンターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 相談コールセンターから受けた指示を含め、本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員は給与福利グループへ報告してください。
- 診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、登校・出勤せずに、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 新型コロナウイルスへの感染が確認された方の通学、勤務措置については、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日から14日間は外出を控え、登校禁止または就業禁止(有給)とします。

2-2 新型コロナウイルスの感染者に濃厚接觸したと疑われる場合

- 下記の事例に該当するなど、感染者に濃厚接觸して自分自身が感染した可能性が高いと判断される場合は、躊躇せず電話で所属学部・研究科等の事務へ相談して、その指示に従ってください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、保健管理センターと相談のうえ協議してください。

なお、個人情報の取扱については、特段の配慮をもって対応いたします。

(例1)生活を共にしている家族、またはそれに準ずる人が感染者、若しくは検査対象者になった場合

(例2)感染が確認された施設や乗り物に同じ時間帯にいたなど、感染の可能性が高いと思われる場合

(例3)参加せざるを得なかった会議、会合等の参加者から、後日、感染者の発生が確認された場合

(例4)保健所から連絡があり、検査等を勧められた場合

- 保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から14日間は外出を控えていただくとともに、登校禁止または就業禁止(有給)とします。

※ 学生及び教職員の新型コロナウイルス感染疑いに関して、休む場合のフローチャートを併せて公開いたします。

3. 海外渡航について

- 海外への渡航については、原則禁止といたします。

解除時期については、厚生労働省・外務省等の動向を見て判断するものとします。

- 既に海外渡航済の者は、帰国後は、体調の変化に充分注意し、下記「4. 帰国後の医療相談について」に従ってください。

4. 帰国後の医療相談について

- 入国した空港等の検疫所の指示に従ってください。

- 検疫所あるいは紹介された医療機関から受けた指示について、**本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。** 所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。

- 海外から帰国後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察してください。入念な体調観察を行うとともに、自宅待機(自宅学習等)としてください。自宅待機期間の取扱については、教職員は就業禁止(有給)とします。

- 学生、教職員は、**本人等から所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。** 所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。

- 帰国後14日間の観察期間内に発熱等の風邪症状が出た場合は

上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**に基づいて行動してください。

5. 県外への移動及び県外からの移動について

- 不要不急の県外への移動については慎重に検討してください。また、緊急事態宣言が発出されている都県への移動については、緊急事態宣言が解除されるまでの期間は、自粛をお願いいたします。
- 県外へ移動する場合には、自身の体調に留意して感染防止対策に細心の注意(会食の自粛等)を払い、帰県後、体調に不安がある場合は、所属学部・研究科等の事務へ電話で連絡してください。なお、県外へ移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取っておいてください。
- 県外へ移動した場合、風邪等の症状が出ていない場合に限り、香川県への帰県日の翌日を起算日として5日間経過後、本学医学部において実施するPCR検査受けることができます。なお、PCR検査の実施詳細については、別に定める実施要領を参照してください。
- 同居するご家族がやむを得ず、県外との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を払っていただくようお願いいたします。
- 教職員が、県外から、学外者に来学してもらう場合等には、検温や3密の回避等十分な感染防止対策の徹底をお願いします。

6. 教職員の在宅勤務について

- テレワークを実施する場合、本学の情報セキュリティポリシーを遵守した上で、実施することとします。

7. 香川大学への入学等を希望されている留学生等の受入方針について

- 以下のページを確認してください。
https://www.kagawa-u.ac.jp/files/1616/1355/3706/Notice_to_international_students_planning_to_start_enrollment_at_Kagawa_University.pdf (香川大学への入学等を希望される留学生等の皆様へ)

8. 学生活動について

- 家族、親族以外との複数人での会食(特にアルコールを伴う飲食)は原則禁止とします。
- サークル活動については、公認サークルへ別途周知しておりますルールに基づき活動するようにしてください。ただし、各学部のサークル活動については、各学部の状況により対応が異なる場合があるため、各学部の指示に従ってください。以下のページへ情報掲載しますので、定期的な確認をお願いします。
https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/extracurricular-info/circle-list/
なお、感染防止徹底のため、キャンパス内のマスク着用は引き続き徹底してください。マスク着用状況が芳しくない場合、サークル活動等の中止措置を実施する場合があります。

9. 諸行事の開催について

○ 本学が主催するイベント等の開催は、令和3年3月1日に香川県から発出された「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」（別紙2）で示された目安を満たせば、可能とします。学内において、飲食を伴うイベント・会議を検討する場合、対面による多人数での飲食を伴うものについては実施を認めません。開催にあたり、感染拡大防止の観点から、令和2年11月17日に香川県から発出された『催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について』（別紙3）に記載されている事項について留意願います。

本学以外の主催イベント等への学生及び教職員の参加については、感染予防対策が充分取られている場合、可能とします。

今後、政府等の方針及び地域の状況に応じて、日々状況が大きく変化する場合もあります。最新情報に即して、新たな対応を取る場合は、香川大学HP(<https://www.kagawa-u.ac.jp/24945/> (特設HP：新型コロナウイルス感染症への対応について)でお知らせいたしますので、定期的な確認をお願いします。

※ 学生に関する記載は赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

令和3年3月15日

危機対策本部長

筧 善 行

「新しい生活様式」の実践例

別紙 1

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰つたらまず手や顔を洗う。
 - 混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人の間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年9月15日
令和2年11月17日改正
令和3年 3月 1日改正

催物開催の目安 下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。（当面4月末まで）

① 人数上限の目安

適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件（「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」**別添11**）が担保されている場合

5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

（つまり収容定員が1万人以下の会場は5,000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限となる）

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

② 収容率の目安

		参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物（※1）	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保（※2）ができる催物		収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない (参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる)。
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物	収容定員が設定されている場合	収容定員までの参加人数	収容定員の50%までの参加人数
	収容定員が設定されていない場合	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること	十分な人ととの間隔（1m）を空けること

※1) これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

※2) マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（**別添11**）の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

催物の類型ごとの整理

イベントの性質	いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの				全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
座席等	参加者の位置が固定されているもの		参加者が自由に移動できるもの		
参加者の大声での歓声・声援の想定	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	
イベントの例 (詳細は次頁を参考にされたい)	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典等 ・飲食を伴うが、発声がないもの（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック・ポップコンサート等 ・スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等 	展示会等	地域の祭り・行事等	花火大会、野外フェスティバル等
収容定員 1万人以下	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内（※2）	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内	引き続き、中止を含めて慎重に検討すること（開催する場合には、入退場や区域内において、十分な人と人との間隔（1m）を設けるなど適切な行動を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に検討すること）（※3）
収容定員 1万人超	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	
収容定員が設定されていない場合	—	—	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること	十分な人と人との間隔（1m）を空けること	
その他 (誘客施設等への適用)	映画館等	遊園地（絶叫系アトラクション）等	美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等	—	

※1) 飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めるこ ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない）
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリの QR コードを入口に掲示すること等
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずること

※2) 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の 50% を超えることもありうる）。

※3) 「十分な人ととの間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリの QR コードを入口に掲示すること等

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年 7月10日
令和2年 8月21日改正
令和2年 9月15日改正
令和2年11月17日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討に当たって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

記

- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。
- ・演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること。有症状者は出演・練習を控えること。

- ・イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること。
- ・イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じること。
- ・その他、施設内のかまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。
- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるような大規模イベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

事前相談シート

相談日 令和 年 月 日 ()

イベント主催者 団体名
 代表者名
 住 所
 連絡先
 担当者名

1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	参加者の歓声・声援等の想定（どちらかに○） 有・無
イベント実施施設 (どちらかに○) 屋内・屋外	施設名 収容定員 名
	座席等（どちらかに○） 参加者の位置が固定されている・参加者が自由に移動できる
	所在地
	連絡先
イベント実施日時	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分 ~令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内ののみ等)

2 イベント開催にあたっての対応

留意事項	実施するものに○
○ 「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促す。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。	
○ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	
○ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控える。	
○ イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進する。	
○ イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じる。	
○ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保する。	
○ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表する。	
○ その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※ 開催チラシ等、参考になるものがあれば、あわせてお示しください。

(映画館等で、飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策)

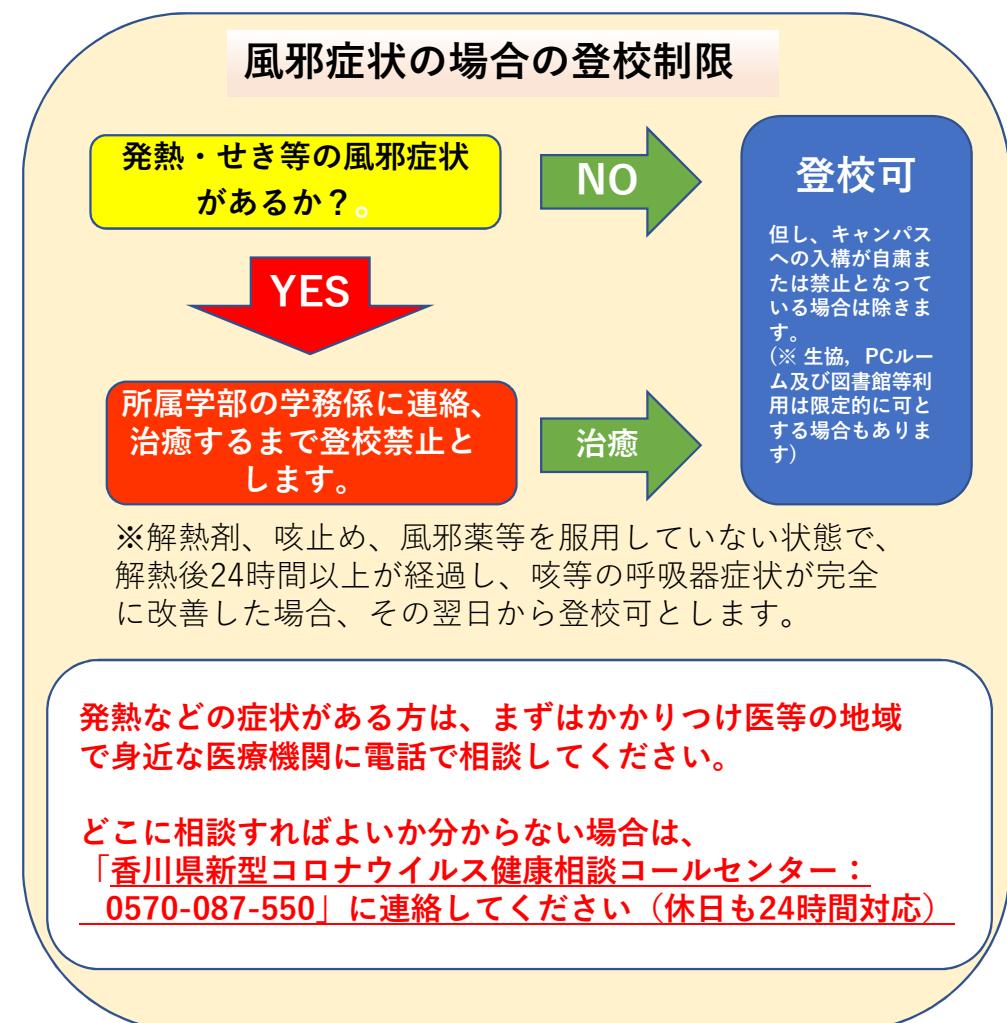
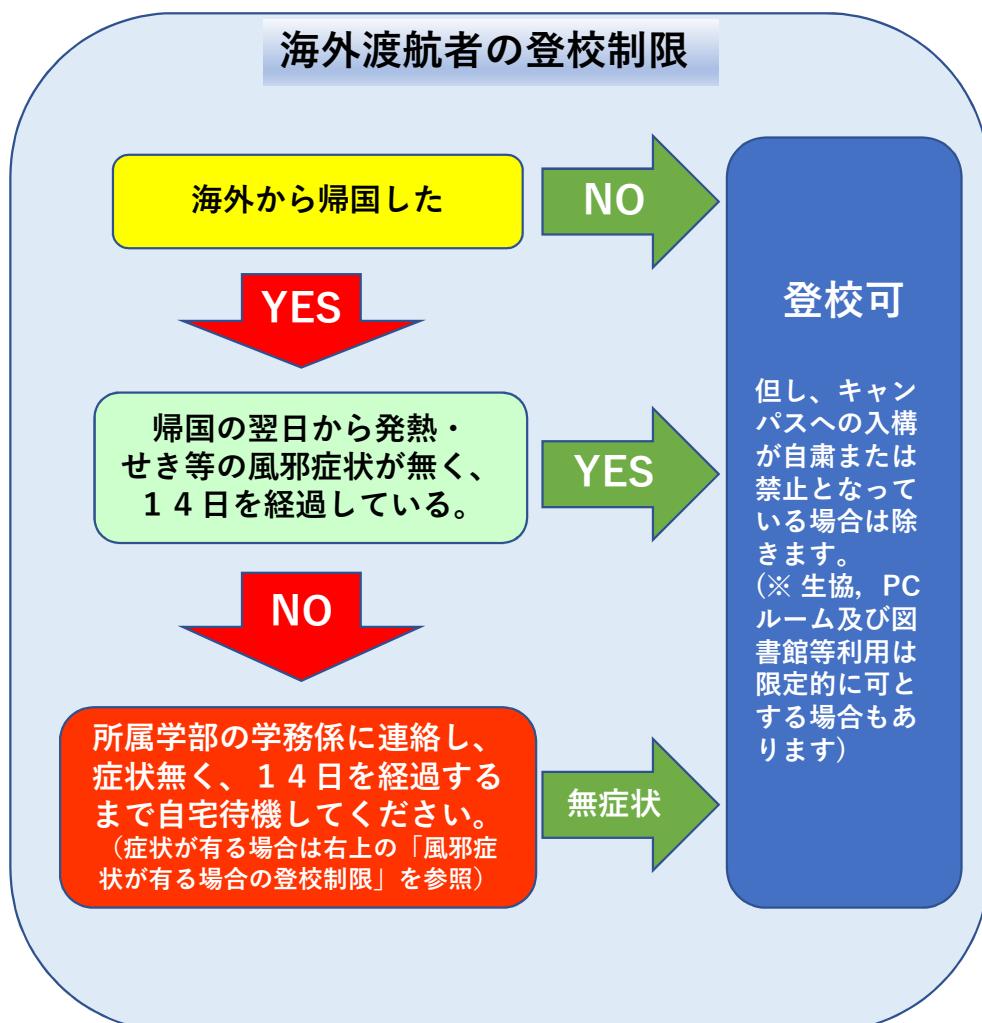
留 意 事 項		実施する ものに○
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンスなどで周知すること イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めるこ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る 	
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底 	
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない） 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリの QR コードを入口に掲示すること等 	
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間となるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること 	

(花火大会・野外フェスティバル等で、「十分な人ととの間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策)

留 意 事 項		実施する ものに○
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 	
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 誘導人員の配置 時差・分散措置を講じた入退場 	
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 過度な飲酒の自粛 	
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの 	
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> イベント前後の感染防止の注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリの QR コードを入口に掲示すること等 	

新型コロナウイルス感染予防のための特別措置（令和3年3月15日現在）

【学生対応】



新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡チャート【教職員対応】

風邪症状の場合の
出勤制限

※海外から帰国の際は、「海外から帰国後の対応について」の流れに沿って対応すること

発熱・咳等の
症状がある。

YES

かかりつけ医等の地域で
身近な医療機関に電話で
相談し、その指示に従う。

症状とかかりつけ医からの
指示内容を所属部局の
総務担当に連絡。

NO

出勤可

症状がある時点で・・・

出勤不可
治癒するまでは
特別休暇

※解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、
解熱後24時間以上が経過し、咳等の呼吸器症状が完全
に改善した場合、その翌日から出勤可とします。

◆連絡を受けた所属部局の総
務担当は、事務連絡フォー
マットに、確認事項を記載し、
給与福利グループへ連絡する
こと。

海外から帰国後の対応について【教職員対応】

【令和3年3月15日現在】

